

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第11条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	長崎県漁業調整規則第13条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
潜水器漁業	あわび、さざえ、うに潜水器漁業（峰町東岸地区）	共同漁業権対共第9号のうち、次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうち、操業禁止区域を除く区域。 （基点） 1. 対馬市上対馬町と同市峰町との最高高潮時海岸線における境界 2. 同市豊玉町横浦長崎鼻東端 3. 同市峰町櫛銭島頂上 4. 同市同町小姓島南端 5. 同市同町高山南端 （点） イ. 1から155度 2,000mのところ ロ. 2から34度 1,000mのところ ハ. 3から180度 100mのところ （操業禁止区域） 4と5を結んだ直線と、4から5に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	4月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	1	・長崎県対馬市に住所を有する者 ・次の各号のいずれかに該当するもの。 1. 潜水士の資格を有する者。 2. 潜水士の資格を有する者を雇用できる者。	対象としない	対象とする	令和7年2月1日から令和7年3月1日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可の適格性に関する申立書 ⑥共同漁業権免許者の同意書 ほか	（1）漁具の制限 ・使用漁船1隻につき使用する潜水器は1台に限る。 ・ヘルメット式、マスク式、ナルギール式以外の潜水器具の使用を禁止する。 （2）夜間操業の禁止 夜間（日没から日出）操業を禁止する。	（許可の日） から 令和8年 3月31日 まで
潜水器漁業	あわび、さざえ、うに潜水器漁業（上対馬町五根緒、琴地区）	共同漁業権対共第6号のうち、次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 （基点） 1. 対馬市上対馬町五根緒大名人鼻北端 2. 同市同町大増観音崎南端 3. 同市同町唐舟志さぎノ首崎東端 4. 同市同町五根緒塔ノ鼻東端 5. 同市同町琴茂木崎南端 6. 同市同町琴構瀬南端 7. 同市同町琴浅黄埼東端 （点） イ. 1と2を結ぶ直線の中央のところ ロ. 3から101度2,350mのところ ハ. 4から90度1,500mのところ ニ. 5から84度1,500mのところ ホ. 7から80度2,000mのところ ヘ. 7から80度300mのところ	4月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	1	・長崎県対馬市に住所を有する者 ・次の各号のいずれかに該当するもの。 1. 潜水士の資格を有する者。 2. 潜水士の資格を有する者を雇用できる者。	対象としない	対象とする	令和7年2月1日から令和7年3月1日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可の適格性に関する申立書 ⑥共同漁業権免許者の同意書 ほか	（1）漁具の制限 ・使用漁船1隻につき使用する潜水器は1台に限る。 ・ヘルメット式、マスク式、ナルギール式以外の潜水器具の使用を禁止する。 （2）夜間操業の禁止 夜間（日没から日出）操業を禁止する。	（許可の日） から 令和8年 3月31日 まで

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第11条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	長崎県漁業調整規則第13条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
潜水器漁業	あわび、さざえ、うに潜水器漁業（上対馬町芦見、一重、小鹿地区）	共同漁業権対共第6号のうち、次の1、イ、ロ、ハ、ニ、17の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれる区域。但し次の1、イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、オ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、17の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 (基点) 1. 対馬市上対馬町琴浅黄埼東端 2. 同市同町芦見マノ瀬東端 3. 同市同町芦見美瀬北端 4. 同市同町芦見鹿落東端 5. 同市同町芦見トガ埼東端 6. 同市同町芦見平瀬北端 7. 同市同町芦見平瀬南端 8. 同市同町一重天神鼻東端 9. 同市同町一重軍艦瀬東端 10. 同市同町一重大家鼻東端 11. 同市同町小鹿コウヤ崎東端 12. 同市同町小鹿小松頂上 13. 同市同町小鹿松ノ崎北端 14. 同市同町小鹿タンサクノ鼻南端 15. 同市同町小鹿フチノオトシ東端 16. 同市同町小鹿南風泊東端 17. 同市同町と同市峰町との最高高潮時海岸線における境界 (点) イ. 1から80度80mのところ ロ. 1から80度2,000mのところ ハ. 12から120度2,000mのところ ニ. 17から155度2,000mのところ ホ. 2から90度60mのところ ヘ. 3から130度60mのところ ト. 4から150度60mのところ チ. 5から70度60mのところ リ. 6から90度60mのところ ヌ. 7から130度60mのところ ル. 8から140度120mのところ オ. 9から100度60mのところ ワ. 10から120度60mのところ カ. 11から100度60mのところ ヨ. 12から120度60mのところ タ. 13から140度60mのところ レ. 14から140度60mのところ ソ. 15から130度60mのところ ツ. 16から130度60mのところ ネ. 17から155度60mのところ	4月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	1	・長崎県対馬市に住所を有する者 ・次の各号のいずれかに該当するもの。 1. 潜水士の資格を有する者。 2. 潜水士の資格を有する者を雇用できる者。	対象としない	対象とする	令和7年2月1日から令和7年3月1日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可の適格性に関する申立書 ⑥共同漁業権免許者の同意書 ほか	(1) 漁具の制限 ・使用漁船1隻につき使用する潜水器は1台に限る。 ・ヘルメット式、マスク式、ナルギール式以外の潜水器具の使用を禁止する。 (2) 夜間操業の禁止 夜間（日没から日出）操業を禁止する。	(許可の日) から 令和8年 3月31日 まで